

## 長崎環境・エネルギー産業ネットワーク規約

### (名称)

第1条 本組織は、「長崎環境・エネルギー産業ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)と称する。

### (目的)

第2条 ネットワークは、ネットワークに所属する県内企業などの環境・エネルギー関連分野における取引拡大や新規参入に向けた取り組みを支援し、本県の環境・エネルギー産業の振興を図ることを目的とする。

### (事業内容)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、事業化研究会の開催など、新事業創出に関する事業
- (2) 展示会出展支援など、取引拡大に関する事業
- (3) 会員への情報提供、会員相互の連携促進に関する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ネットワークの目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第4条 ネットワークの会員は、次の各号に掲げる正会員及び支援会員とする。

- (1) 正会員 第2条の目的に賛同し、環境・エネルギー関連産業に参入している、又は、今後参入する意向を有する県内企業および県内に事業所を有する企業など
- (2) 支援会員 第2条の目的に賛同し、正会員の活動を支援する法人、団体又は個人

### (事務局)

第5条 ネットワークの事務を処理するため、公益財団法人長崎県産業振興財団に事務局を設置する。

### (入会)

第6条 ネットワークに入会を希望する者は、別に定めるところにより入会申込書を提出し、事務局の確認を受けなければならない。

### (退会)

第7条 協議会を退会しようとする会員は、事務局にその旨を届け出なければならない。

### (役員)

第8条 ネットワークに次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名

- 2 役員は、会員の互選によって選任する。
- 3 会長は、ネットワークを代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 5 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### （顧問）

第9条 ネットワークに顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、ネットワークの取り組みに対して専門的な見地から助言などを行う。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### （役員会）

第10条 ネットワークに役員会を置く。

- 2 役員会は、会長の求めにより開催し、会長、副会長、顧問にて行う。

#### （幹事会）

第11条 ネットワークの推進事業や活動方針を協議するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、役員及び幹事により構成する。
- 3 幹事は、各地域の会員から、役員会が選任する。
- 4 幹事会は、役員または幹事の要請により開催する。

#### （総会）

第12条 総会は、原則として会長が年1回招集し、会長が議長を務める。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要に応じ会員以外の出席を求めることができる。
- 4 総会は、ネットワークの事業及び運営に関する基本的事項について審議、決定する。

#### （委任）

第13条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、役員が事務局と協議の上、決定実施することができる。

#### 附 則

この規約は、平成19年8月31日から施行する。

この規約は、平成21年7月1日から施行する。

この規約は、平成25年5月17日から施行する。

この規約は、平成27年6月9日から施行する。